



団体交渉
ポイント

現場実態に即した制度の運用を求める

申2号・次期ダイヤ改正から導入する「行路選択制」に関する申し入れ

新潟地本は12月18日、申2号・次期ダイヤ改正から導入する「行路選択制」に関する申し入れの団体交渉を行いました。

次期ダイヤ改正から導入される「育児・介護勤務A」適用者の行路選択制などについて、安全安定輸送を担う社員の生活を充実させる制度運用の実現に向けて交渉に臨みました。

育児・介護勤務Aの短時間行路 長岡・新潟運輸区に設定

- 短時間行路は現行の適用者、体制に基づき長岡運輸区と新潟運輸区に設定する
長岡運輸区車掌2、運転士2 新潟運輸区…車掌2、運転士2 を交番の枠外で設定
- 申請者がいない区所では短時間行路は設定しない。ダイヤ改正の成案までに制度の申請があれば新たに作ることも考えられる
- 適用の申請があった時点で行路を割って短時間行路を設定するイメージはしている。足の長い列車や新幹線、酒田などでは難しいが、作らなければならない

指導担当・企画部門社員・当務主務の専用行路 現時点では設定せず

- 現場の実態に合わせ指導担当の専用行路は設定しない。短時間行路に育児・介護勤務A適用者による乗務がない日が発生した場合に可能な限り指導が乗務する考え
短時間行路は ① 制度利用者 ② 指導担当 ③ 本線乗務員 の順に充当する
- 企画部門社員、当務主務専用の行路を設定する考えは現時点ではない。将来的に専用行路を設定する可能性は無くはない



<組合> 本部・本社間では多様な働き方の実現という目的も確認して妥結した。この点についてどうなのか。

<支社> 新潟支社は一般線区であり首都圏とは輸送形態が異なることから、短時間行路の作成も稠密線区のように思うようには行かない

短時間行路における行先地時間の扱いについて

- 短時間行路における行先地時間は「その他時間」となり、基本は待機。労働時間Bと全く同じというわけではなく、突発対応などで相殺されることになる
- 常に連絡がつながれば、食事に出かけても構わない